



発行 東京都

目次

51

条 例

○東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例……………（交通局）…一

規 則

○東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（同）…二

規 程（交）

○東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………二

○東京都特定自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………六

条例のあらまし

●東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例（条例第九四号）

一 道路運送法（昭和二十六年法律第一八三号）に係る一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成二十六年三月二十六日公示）の施行を踏まえ、旅客運賃及び料金に係る規定を改めます。

（例）時間制旅客運賃又はキロ制旅客運賃の選択制

↓ 時間制旅客運賃及びキロ制旅客運賃の併用制

二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

条 例

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年四月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第九四号

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例

東京都貸切自動車条例（昭和三十九年東京都条例第八八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（旅客運賃）

第三条 旅客運賃は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、当該下欄に定める額以内の額で管理者が定める額を合算した額とする。

| 種 別 | 旅 客 運 賃 の 額 |
|---------|--|
| 時間制旅客運賃 | 運送時間（次項に定めるものをいう。以下同じ。）について、 一時間当たり七千六百八十円を乗じて得た額 |
| キロ制旅客運賃 | 走行距離（第三項に定めるものをいう。以下同じ。）について、 一キロメートル当たり百七十円を乗じて得た額 |

備考

一 運送時間に一時間未満の端数があるときは、三十分以上一時間未満の端数は一時間とし、三十分未満の端数は切り捨てる。

二 走行距離に十キロメートル未満の端数があるときは、その端数は、十キロメートルとする。

2 運送時間は、点呼及び点検を行うための時間として、出庫前及び帰庫後の各一時間

と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送区間（営業所から発地までの区間及び着地から当該営業所までの区間をいう。以下同じ。）に係る時間を含むものとし、三時間未満の場合にあつては、三時間とする。）とを合算した時間とする。

3 走行距離は、出庫から帰庫までの距離（回送区間に係る距離を含む。）とする。
 第四条中「前条第一項若しくは第二項又は第四条の三の規定により定める旅客運賃の
 三割五分以内の額を割引した額の」を「前条に定める旅客運賃とは別に」に改める。
 第四条の二第一項の表を次のように改める。

| 種 別 | 料 金 の 額 |
|-----------|---|
| 交替運転者配置料金 | 法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合その他 交替運転者の配置について申込者と合意した場合には、時 間制料金として一時間当たり三千八十円以内、キロ制料金 として一キロメートル当たり四十円以内でそれぞれ管理者 が定める額により計算した額を合算した額 |
| 深夜早朝運送料金 | 午後十時から翌日の午前五時までの間に運送時間が含まれ た場合、含まれた時間に係る一時間当たりの運賃及び交替 運転者配置料金の一時間当たりの料金について、二割の範 囲内で管理者が定める額 |
| 特殊車両割増料金 | 旅客運賃額の五割の範囲内で管理者が定める額 |

備考

- 一 運送時間に一時間未満の端数があるときは、三十分以上一時間未満の端数
は一時間とし、三十分未満の端数は切り捨てる。
- 二 走行距離に十キロメートル未満の端数があるときは、その端数は、十キロ
メートルとする。
- 三 「特殊車両」とは、標準的な装備（冷暖房及びリクライニングシート）の設
備を含む。）を超える特殊な設備を有し、かつ、当該車両購入価格を座席定
員で除した額が標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した額に比し
七割以上高額な車両をいう。

第四条の三を削る。

第四条の四中「前四条」を「前三条」に改め、同条を第四条の三とする。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

規 則

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成二十七年四月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十三号

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例（平成二十七年東京都条例第九十四号）
の施行期日は、平成二十七年五月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 程 (交)

●交通局規程第六十五号

東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都貸切自動車条例施行規程（昭和三十九年交通局規程第四十号）の一部を次のよ
うに改正する。

第一条中「昭和三十九年三月東京都条例第八号」を「昭和三十九年東京都条例第百
八号」に、「基き」を「基づき」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（用語の意義）

第一条の二 この規程において使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除き、
条例において使用する用語の例による。

第二条を次のように改める。

（旅客運賃）

第二条 時間制旅客運賃は、車両の種類に応じ、別表第一の下限額の欄に定める額から
同表の上限額の欄に定める額までの範囲内において管理者が定める額とする。

2 キロ制旅客運賃は、車両の種類に応じ、別表第二の下限額の欄に定める額から同表

の上限額の欄に定める額までの範囲内において管理者が定める額とする。

第二条の二を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

(料金)

第三条 交替運転者配置料金は、次の表の種別の欄に掲げる種別に応じ、当該料金の額に定める額の範囲内で管理者が定める額とする。

| 種別 | 料金の額 | |
|-------|-------|--------|
| | 上限額 | 下限額 |
| 時間制料金 | 三千八十円 | 二千百三十円 |
| キロ制料金 | 四十円 | 三十円 |

(運送時間の計算)

第四条 二日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、出庫前及び帰庫後の各一時間のほか、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の各一時間を点呼及び点検を行うための時間(以下「点呼点検時間」という。)とする。

2 管理者は、運行の状況に応じ必要と認める場合は、点呼点検時間のうち一部又は全部の時間を運送時間から除くことができる。

3 自動車航送船を利用した場合の走行時間のうち、当該自動車航送船に乗船してから下船するまでの時間は、八時間を上限として計算する。

第五条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項による割引は、別表第一及び別表第二に定める下限額を下回る割引を行わない。

第六条の見出しを「(端数処理)」に改める。

第七条第五号中「運送距離」を「走行距離」に改める。

第八条を次のように改める。

(乗車券の様式)

第八条 乗車券の様式は、次のとおりとする。

一 本貸切乗車券

貸切バス 運送引受書・乗車券

当周の貸切バスによる運送(営業)の申込みについては、下記のとおりお引き受けいたします。

| | | | | | | | |
|-------------|--|-----------|--|------------------|--|---------|--|
| 乗車日 | | 旅行申込者 | | 住所 | | 年月日 | |
| 旅行団体名 | | 契約責任者 | | 姓名 | | | |
| 人員 大人 小人 | | 割引対象 | | 住所 | | | |
| 配車場所 | | 担当者 | | 名称 | | | |
| 日車 | | 配車 | | 接続 | | 時分 | |
| 乗車 | | 場所 | | 受領担当 | | | |
| 入庫 | | 運賃料金を支払方法 | | | | | |
| 運賃対象キロ | | K | | 特約1 | | | |
| 行先別 | | % | | 特約2 | | | |
| 割引 | | K | | 備考 | | | |
| (回送キロ) | | H | | 任意保険 | | | |
| 時間待 | | H | | 使用車両 | | (緊急連絡先) | |
| 航送待 | | H | | 所属 | | | |
| 車両泊 | | H | | | | | |
| 深夜行 | | H | | | | | |
| 税抜計 | | | | | | | |
| 消費税 | | I | | 実施要領 | | | |
| 税抜計 | | I | | 有・無 交替の地点(昼間短距離) | | | |
| 有料道路 | | | | 有・無 交替の理由(その他) | | | |
| 駐車料 | | | | 有・無 交替の地点(その他) | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合計請求金額 | | 円 | | 車庫(ガレージ) | | | |

<運行を引き受ける者>(照会先)
東京都交通局

第十条第二項を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

| | | | | |
|--|------------|-----------------------|------------|------------------|
| 貸切バス 運送引受書・乗車券 | | 申込日 | 年月日 | 発行No. |
| 当面の貸切バスによる運送(運送)の申込みについては、下記のとおりにお引き受けいたします。 | | 原乗車券 | 月 日 | |
| 乗車日 | | 住所 | | |
| 旅行団体名 | | 旅行申込者 | | |
| 人員 | 大人 人 割引対象 | 姓 名 | | |
| 乗車場所 | | 住所 | | |
| 出庫 | 配車 | 1. 主催 2. 手配 3. 旅行の代理人 | | |
| 行程 | | 運賃対象時間 | H | 点呼・点換時間含む。 |
| 運行形態 | | 運賃対象キロ | K | 回送含む。 |
| 終着 | 場所 | 割引 | % | |
| 支払方法 | | (回送キロ) | K | |
| 受領担当車 | | 時間・航送待 | H | |
| 金額 | 運賃料金 円(税込) | 深夜行 | % | |
| 支払期日: | | 消費税 | | 円(税込) |
| 使用車両 | 所屬 | 税込計 | | 円(税込) |
| 乗車 | 貸切(他車) | 有料道路 | | 円(税込) |
| 乗客 | 人数 | 駐車料 | | 円(税込) |
| 乗客 | | 合計請求金額 | | 円(税込) |
| 乗客 | | 交通特種運賃 | 有・無 | 「無」の場合の理由: 昼間短距離 |
| 乗客 | | 乗車料 | 有・無 | |
| 乗客 | | 対人: | | |
| 乗客 | | 任意保険 | | |
| 乗客 | | 発行者名 | 東京都交通局 | 担当者 |
| 乗客 | | | 自動車部営業課長 印 | 印 |

別表第一 (第二条関係)

| 車両 | 額 | |
|-----|-------------|-------------|
| | 上 限 額 | 下 限 額 |
| 大型車 | 七千六百八十円 | 五千三百十円 |
| 中型車 | 六千四百八十円 | 四千四百九十円 |
| 小型車 | 五千五百六十円 | 三千八百五十円 |

備考

- 一 「大型車」とは車両の長さ九メートル以上又は旅客座席数(補助座席数を含み、三方シート車両又は前向き一人掛け座席の車両にあつては、その立席定員数の二分の一を含む。以下同じ。)五十以上の車両を、「中型車」とは大型車及び小型車以外の車両を、「小型車」とは車両の長さ七メートル以下で、かつ、旅客座席数二十九以下の車両をいう。
- 二 旅客運送が二日以上にわたる場合の旅客運賃の計算における時間当たりの額は、運送開始の日の一時間当たりの額によるものとする。

別表第二 (第二条関係)

| 車両 | 額 | |
|-----|-------------|-------------|
| | 上 限 額 | 下 限 額 |
| 大型車 | 百七十円 | 百二十円 |
| 中型車 | 百五十円 | 百円 |
| 小型車 | 百二十円 | 八十円 |

備考

- 一 「大型車」とは車両の長さ九メートル以上又は旅客座席数五十以上の車両を、「中型車」とは大型車及び小型車以外の車両を、「小型車」とは車両の長さ七メートル以下で、かつ、旅客座席数二十九以下の車両をいう。
- 二 旅客運送が二日以上にわたる場合の旅客運賃の計算におけるキロメートル当たりの額は、運送開始の日の一キロメートル当たりの額によるものとする。

附則

この規程は、平成二十七年五月一日から施行する。

●交通局規程第六十六号

東京都特定自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都特定自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都特定自動車条例施行規程（昭和四十八年交通局規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

（旅客運賃及び運送時間）

第二条 旅客運賃は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、当該下欄に定める額を合算した額とする。

| 種別 | 旅客運賃の額 |
|---------|---|
| 時間制旅客運賃 | 運送時間（次条第一項に定めるものをいう。以下同じ。）について、車両の種別に応じ、別表第一の下限額の欄に定める額から同表の上限額の欄に定める額までの範囲内において東京都自動車運送事業管理者（以下「管理者」という。）が定める一時間当たりの額に乗じて得た額 |
| キロ制旅客運賃 | 走行距離（第四条に定めるものをいう。以下同じ。）を、別表第二の下限額の欄に定める額から同表の上限額の欄に定める額までの範囲内において管理者が定める額を乗じて得た額 |

（運送時間の計算）

第三条 運送時間は、点呼及び点検を行うための時間（以下「点呼点検時間」とい

う。）として、出庫前及び帰庫後の各一時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送区間（営業所から発地までの区間及び着地から当該営業所までの区間をいう。以下同じ。）に係る時間を含むものとし、三時間未満の場合にあつては、三時間とする。）とを合算した時間とする。

2 二日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、出庫前及び帰庫後の各一時間のほか、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の各一時間を点呼点検時間とする。

3 前二項の規定にかかわらず、管理者が運行の状況に応じ必要と認める場合は、点呼点検時間のうち一部又は全部の時間を運送時間から除くことができる。

4 自動車航送船を利用した場合の走行時間のうち、当該自動車航送船に乗船してから下船するまでの時間は、八時間を上限として計算する。

（走行距離の計算）

第四条 走行距離は、出庫から帰庫までの距離（回送区間に係る距離を含む。以下同じ。）とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（旅客運賃の割引）

第五条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のうち特別支援学校の生徒又は児童及びこれらの者の付添人の運送については、第二条の旅客運賃の三割以内の額を割引することができる。

2 前項による割引は、別表第一及び別表第二に定める下限額を下回る割引を行わない。別表を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

| 車両 | 額 | |
|-----|---------|-----------------|
| | 上 限 額 | 一 時 間 当 た り の 額 |
| 大型車 | 七千六百八十円 | 五千三百十円 |
| 中型車 | 六千四百八十円 | 四千四百九十円 |
| 小型車 | 五千五百六十円 | 三千八百五十円 |

備考
 一 「大型車」とは車両の長さ九メートル以上又は旅客座席数(補助座席数を含み、三方シート車両又は前向き一人掛け座席の車両にあつては、その立席定員数の二分の一を含む。以下同じ。)五十以上の車両を、「中型車」とは大型車及び小型車以外の車両を、「小型車」とは車両の長さ七メートル以下で、かつ、旅客座席数二十九以下の車両をいう。
 二 運送時間に一時間未満の端数があるときは、三十分以上一時間未満の端数は一時間とし、三十分未満の端数は切り捨てる。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二 (第二条関係)

| 車両 | 額 | |
|-----|-------|-------------------------|
| | 上 限 額 | 一 キ ロ メ ー ト ル 当 た り の 額 |
| 大型車 | 百七十円 | 百二十円 |
| 中型車 | 百五十円 | 百円 |
| 小型車 | 百二十円 | 八十円 |

備考
 一 「大型車」とは車両の長さ九メートル以上又は旅客座席数五十以上の車両を、「中型車」とは大型車及び小型車以外の車両を、「小型車」とは車両の長さ七メートル以下で、かつ、旅客座席数二十九以下の車両をいう。
 二 走行距離に十キロメートル未満の端数があるときは、その端数は、十キロメートルとする。

附 則

この規程は、平成二十七年五月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002